

平成30年10月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- |  |    |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うちカセットこんろ1件、ガスこんろ（都市ガス用）1件）   | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち電気ケトル1件、電子レンジ1件）                                     | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちリチウム電池内蔵充電器1件、照明器具1件、<br>除湿乾燥機1件、扇風機1件、アンプ1件） | 5件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）<br>において、審議を予定している案件<br>該当案件なし                                 |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号：A201800039を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

三洋電機株式会社が輸入した電子レンジについて（管理番号：A201800390）

### ①事故事象について

三洋電機株式会社（法人番号：1120001155854）が輸入した電子レンジを使用中、当該製品内部を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、製品内部の電源コードと基板を接続する配線に製造時の不具合があり、使用に伴って接触不良が生じ、接続部が発熱して電源コード被覆が発火し、製品内の冷却用ファンに延焼して火災に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）6月20日にウェブサイト情報を掲載し、翌21日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び修理を実施しています。

### ③対象製品：機種、製造番号、対象台数

機種	製造番号	対象台数	機種	製造番号	対象台数
EMO-CH3 (HW)	023001	2,000	EMO-KDH1	全ての製造 番号	34,341
	～		EMO-ME5		3,700
	025000		EMO-MVP5		5,800
EMO-S3 (HL)	043501	8,000	EMO-MVP6		3,900
	～		EMO-MVP7		3,990
	051500		EMO-S4		69,600
EMO-SH1 (H)	006001	3,000	EMO-S5		34,400
	～		EMO-S6		31,355
	009000		EMO-S7		27,175
EMO-BC8	全ての製造 番号	5,586	EMO-S8		29,509
EMO-CH4		45,000	EMO-S9	19,152	
EMO-CH5		67,600	EMO-SJ9	4,788	
EMO-CH6		66,810	EMO-T5	18,500	
EMO-CH7		69,151	EMO-T6	11,245	
EMO-CH8		86,856	EMO-T7	12,803	
EMO-CH9		92,568	EMO-TH5	11,970	
EMO-CH10		78,999	EMO-TH6	7,980	
EMO-H40		17,800	EMO-CH8FF	1,680	
EMO-H60		9,450			
合 計					884,708

※2000年（平成12年）6月～2007年（平成19年）9月の間に製造されたもの

※「EMO-CH8FF」は、Franc francブランド

2008年（平成20年）6月20日からリコール（無償点検・修理）を実施  
改修率：19.1%（2018年9月30日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

当該事故（管理番号：A201800390）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

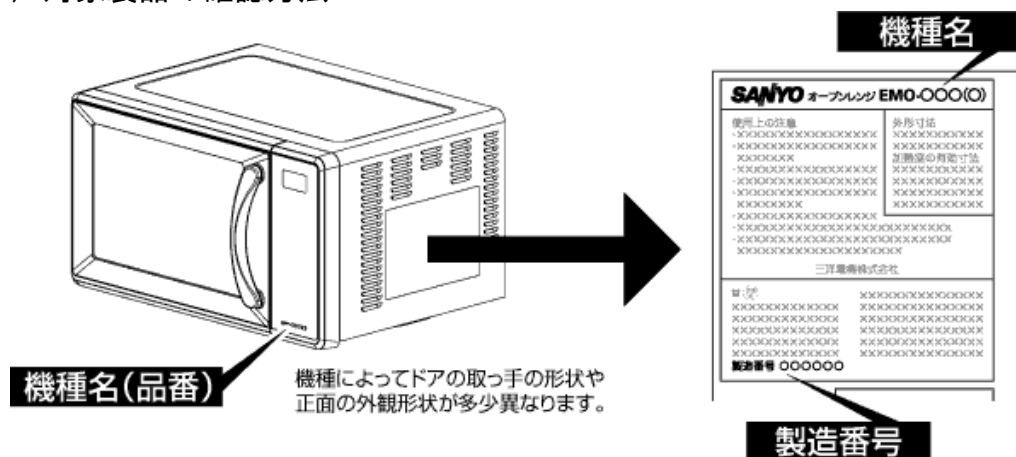
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	0	—	2013年度	1	火災
2017年度	0	—	2012年度	2	火災
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	2	火災	2010年度	3	火災
2014年度	1	火災			

＜対象製品の外観及び確認方法＞

1) 対象製品の外観（写真はEMO-CH10）



2) 対象製品の確認方法



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三洋電機株式会社 オープンレンジ相談室

電話番号：0120-34-1105

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：

<https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psemo080711.html>

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800386	平成30年8月1日	平成30年10月4日	カセットこんろ	CB-AS-1(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	重傷1名	使用者が当該製品の上に転倒し、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月1日
A201800388	平成30年9月26日	平成30年10月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	PD-22SG	株式会社パロマ工業 恵那工場(現 株式会社パロマ)	火災 重傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800039	平成30年3月29日	平成30年4月26日	電気ケトル	CK-FE08	象印マホービン株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品内部を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の空だき防止機能が作動しなかったため、ヒーターが異常発熱し、温度ヒューズが溶断するまでの間にヒーター周辺の樹脂が溶融して発煙に至ったものと推定されるが、空だき防止機能が作動しなかった原因の特定には至らなかった。	東京都	平成30年5月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800390	平成30年9月5日	平成30年10月5日	電子レンジ	EMO-CH10	三洋電機株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品内部を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、製品内部の電源コードと基板を接続する配線に製造時の不具合があり、使用に伴って接触不良が生じ、接続部が発熱して電源コード被覆が発火し、製品内の冷却用ファンに延焼して火災に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年9月26日 平成20年6月20日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:19.1%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800387	平成30年9月24日	平成30年10月4日	リチウム電池内蔵充電器	火災	寮で当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	平成30年10月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800389	平成30年9月17日	平成30年10月4日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から40年以上経過した製品
A201800391	平成30年9月22日	平成30年10月5日	除湿乾燥機	火災	宿泊施設で異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	
A201800392	平成30年9月24日	平成30年10月5日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から40年以上経過した製品 平成30年10月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800393	平成30年9月26日	平成30年10月5日	アンプ	火災	異臭が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

電気ケトル（管理番号:A201800039）

